

答申第 652 号

平成 29 年 9 月 27 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 2 月 10 日付けで諮問された特定事案に関する県と特定自治体間における協議等に係る記録一部非公開の件（諮問第 717 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成23年12月2日、平成24年6月19日、同年7月11日、平成25年4月10日、同年9月20日、同年10月8日、同年11月21日、同年12月13日、平成26年6月13日及び同年12月18日に開催された打合せの記録を特定し、平成23年12月2日及び平成24年6月19日の打合せの記録の一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年10月11日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定事案に関する県と特定自治体間における協議等に係る記録について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成28年10月25日付けで、本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年12月7日付けで、平成23年12月2日、平成24年6月19日、同年7月11日、平成25年4月10日、同年9月20日、同年10月8日、同年11月21日、同年12月13日、平成26年6月13日及び同年12月18日に開催された打合せに係る文書（以下平成23年12月2日に開催された打合せに係る文書を「文書A」、平成24年6月19日に開催された打合せに係る文書を「文書B」といい、全体を「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、平成28年12月7日付けで、文書Bに記載されている個人の氏名（以下「本件氏名」という。）について、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報であるとして、条例第5条第1号を理由に、また、文書A及び文書Bに記載された特定自治体の発言の一部（以下「本件発言」と総称する。）について、法人に関する情報であり、公開することにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第5条第2号を理由に、それぞれ非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年12月28日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに当審査会での同人の意見聴取における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

本件氏名は、公務員のものであると考えており、公務員でなければ非公開であってもやむをえないが、公務員であれば公開すべきである。

(2) 条例第5条第2号該当性について

本件発言は、全てを非公開とする必要はない。公開することにより今後の事業に影響を及ぼすなら仕方がないが、そのような内容ではないと考えている。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 特定自治体に情報公開請求をするなどして入手した情報によれば、本件処分特定された文書以外に、平成19年8月10日午前打合せに係る文書（以下「文書C」という。）、同日午後打合せに係る文書（以下「文書D」という。）、同月30日打合せに係る文書（以下「文書E」という。）、同年11月16日打合せに係る文書（以下「文書F」という。）、平成20年3月24日打合せに係る文書（以下「文書G」という。）、平成23年7月5日打合せに係る文書（以下「文書H」という。）、同年8月17日打合せに係る文書（以下「文書I」という。）、平成24年6月11日打合せに係る文書（以下「文書J」という。）、同月26日打合せに係る文書（以下「文書K」という。）、同年8月22日打合せに係る文書（以下「文書L」という。）、同年11月14日打合せに係る文書（以下「文書M」という。）、平成25年8月15日打合せに係る文書（以下「文書N」という。）、同月21日打合せに係る文書（以下「文書O」という。）、同月23日打合せに係る文書（以下「文書P」という。）、同年10月4日打合せに係る文書（以下「文書Q」という。）、平成27年6月4日打合せに係る文書（以下「文書R」という。）、同年7月15日打合せに係る文書（以下「文書S」という。）及び平成28年5月16日打合せに係る文書（以下「文書T」という。）が存在しており、実施機関がこれらの文書についても特定を行い、公開すべきであ

る。

イ 文書R、文書S及び文書Tについて、実施機関は、審査請求人が電話で請求対象文書から除外した旨説明するが、審査請求人は、特定協議会以外で県と特定自治体で打合せ等をした全ての文書の公開を求めたものである。

ウ 文書D、文書F及び文書Gについて、実施機関は、公文書館に引渡し済みである旨説明するが、ファイル基準表、公文書館アーカイブ検索結果一覧等を審査請求人に提供すべきである。

エ 文書H、文書I、文書J、文書N及び文書Pについて、実施機関は当該文書に係る打合せ結果について口頭報告で処理したとするが、内容的にみて、口頭報告で済ませたとは考えられない。

4 実施機関（県土整備局都市部都市計画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員の口頭による説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定協議会に係る議題について、同協議会以外で県と特定自治体との間で協議、打合せをしたときの記録である。

(2) 条例第5条第1号該当性について

本件氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るため、条例第5条第1号に該当すると判断した。

なお、本件氏名は、公務員等のものではないため、条例第5条第1号ただし書きのいずれにも該当しない。

(3) 条例第5条第2号該当性について

本件発言は、当該法人の営業活動の内容に関する情報であり、これは、協議・検討のために示された未成熟かつ未確定な情報で、公開することにより様々な憶測を呼び、関係機関との協議の混乱などが想定され、事業の円滑な推進が妨げられ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号に該当する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

本件発言は、公開することにより、特定自治体に不信感を与え、県との信

頼関係が損なわれ、率直な意見交換が妨げられることから、県の今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、情報提供元の特定自治体にとっても、同様の理由により今後の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

このため、本件発言は、条例第5条第4号に該当する。

(5) 本件行政文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、不存在又は本件請求の対象外と判断したもので、その特定に遺漏はない。

ア 文書R、文書S及び文書Tについては、実施機関が保管しているが、本件請求があった翌日の平成28年10月12日に、請求の内容を特定するために実施機関において審査請求人に架電し確認したところ、本件請求の対象とすることは不要であるとの意向が示されたため、本件請求の対象外とした。

イ 文書C、文書E、文書K、文書L、文書M、文書O及び文書Qについては、当該文書に係る打合せに実施機関の職員が出席していないため、作成又は取得をしていない。

ウ 文書D、文書F及び文書Gについては、仮に文書の作成又は取得があったとしても、当該文書の保存期間は5年間で、既に公文書館への引渡しがなされており、公文書館のホームページからアーカイブ検索したところ、当該文書は確認できなかったことから、既に廃棄されたものである。

エ 文書H、文書I、文書J、文書N及び文書Pについては、これらの文書に係る打合せは、実施機関の意思決定にかかわるものではなく、軽易な打合せであるので、口頭報告で済ませたものである。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第19条第3項及び第20条第1項本文並びに神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は審査請求人からの口頭意見及び実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

そこで、本件氏名の同号本文該当性について、以下、検討する。

本件氏名は、特定人の氏名であることから、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別される情報であることは明らかであり、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開すると規定している。

そこで、本件氏名の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、同号本文に該当するものであつても、公開すべき旨を規定している。

審査請求人は、本件氏名は、公務員の氏名であることから公開すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、本件氏名は、公務員ではない特定法人の一従業員の名であり、公にされている事実もないことから、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しないことが認められる。

よって、本件氏名は、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

本件氏名は、その情報の性質にかんがみれば、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

そこで、本件発言の同号本文該当性について、以下、検討する。

(イ) 当審査会が確認したところ、本件発言は特定法人の特定事業に関する特定自治体への要望及び意向並びに特定法人に対する他法人からの要望が特定自治体の職員の発言として記載されているものである。これらの発言は、伝聞情報であり、特定法人の要望や意向等が確実に反映されたものかどうかは確認ができない。

特定法人の特定事業については、周辺住民の間に特定事業に関する賛否等様々な意見が顕在化していることを考慮すると、本件発言を公開することで、特定法人の特定事業に係る特定自治体への要望及び意向等が周辺住民の誤解や憶測を呼び、混乱が予想され、特定法人が特定事業を計画し遂行する上で支障が生じることから、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、本件発言は条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(ウ) なお、審査請求人は、特定法人の名称だけ非公開にすれば法人に不利益は生じない旨主張しているが、前記の特定法人の不利益は、特定法人の名称を非公開にただけでは回避できないと考えられるため、審査請求人のかかる主張は採用できない。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であつても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すべき旨を規定している。

そこで、前記アにおいて、同号本文に該当すると判断した本件発言の同号ただし書該当性について、以下、検討する。

同号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であつて、当該情報を公開

することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者を保護する必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

当審査会が確認したところ、本件発言は、これを公開したとしても、人の生命、身体等の利益の保護につながると認めることは困難である。

よって、前記アにおいて、同号本文に該当するとした本件発言は、同号ただし書には該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 本件発言について、実施機関は、条例第5条第4号に該当する旨説明しているところ、前記(3)のとおり、本件発言は、同条第2号に該当すると認められるため、同条第4号該当性について判断する必要性はないが、念のために判断すると、次のとおりである。

イ 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、同号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 前記(3)のとおり、本件発言は、伝聞情報であり、特定法人の要望や意向等が確実に反映されたものかどうかは確認ができない。また、特定法人の特定事業については、周辺住民の間に特定事業に関する賛否等様々な意見が顕在化している。かかる点を考慮すると、本件発言を公開することで、県及び特定自治体間の今後の率直な意見交換が困難になるおそれがあると認められる。

よって、本件発言は条例第5条第4号に該当する。

(5) 本件行政文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

ア 文書R、文書S及び文書Tについて

これらの文書について、実施機関は、審査請求人に架電し確認したところ、本件請求の対象とすることは不要であるとの意向があったため、本件請求の対象外とした旨説明している。

審査請求人は、本件請求の趣旨は県と特定自治体間の協議に係るすべての文書である旨主張しているが、当審査会が確認したところ、実施機関が審査請求人に架電し確認した際、これらの文書を本件請求の対象とすることは不要であるとの意向を確認した記録が残っていることから、この点に関する実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

イ 文書C、文書E、文書K、文書L、文書M、文書O及び文書Qについて

実施機関は、これらの文書に係る打合せに実施機関の担当職員が出席していないため、当該文書は作成しておらず、不存在である旨説明している。

当審査会が確認したところ、これらの文書に係る打合せの議事次第に実施機関の担当職員が出席している旨の記載がないことから、この点に関する実施機関の説明に、特段不合理な点は認められない。

ウ 文書D、文書F及び文書Gについて

(ア) これらの文書について、実施機関は、保存期間は5年であり、仮に文書の作成又は取得があった場合であっても、既に公文書館に引渡しが行われていることから不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。

(イ) 文書D、文書F及び文書Gについて作成又は取得があった場合、打合せが平成19年度に開催されていることから、平成19年度に作成し又は取得した文書となる。

(ウ) 実施機関は、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第4項に規定するファイル基準表により、これらの文書の保存期間

を5年としていることが認められる。

(エ) 当審査会が確認したところ、保存期間を満了した文書は、規則第15条第1項に基づき公文書館に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館で保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。

(オ) これを文書D、文書F及び文書Gについてみると、作成又は取得があったとしても平成19年度であるから、平成19年度処理済文書として、平成25年3月31日まで5年間実施機関において保存された後、公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理である。そして、公文書館に引き渡された文書については、歴史資料として保存又は廃棄のいずれであっても文書不存在となることが認められる。

(カ) このことから、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

エ 文書H、文書I、文書J、文書N及び文書Pについて

これらの文書について、実施機関は、打合せが実施機関の意思決定に関わるものではなく、軽易な打合せであることから、作成していなかったため不存在である旨説明している。

当審査会が確認したところ、これらの文書に係る打合せは、打合せの名称が明確でないものや事前相談にすぎず、実施機関が記録を作成するまでの内容には至らないと判断した軽易な打合せであることから、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 2 月 10 日	○ 諮問
6 月 21 日 (第 173 回部会)	○ 審議
7 月 4 日	○ 指名委員により審査請求人の意見及び実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取。 ○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された資料を収受。
7 月 13 日	○ 実施機関から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された資料を収受。
7 月 21 日 (第 174 回部会)	○ 審議
7 月 31 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された資料を収受。
8 月 23 日 (第 175 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（平成 29 年 9 月 27 日現在）（五十音順）